

香美市教育委員会定例会会議録

(令和6年6月26日)

招集年月日 令和6年6月19日(水)
招集場所 香美市本庁舎 2階会議室
会議の日時 令和6年6月26日(水) 午後2時30分
出席者 宮地 憲一 浜田 正彦 西 美紀 小松 麻由
欠席者 な し

説明のための会議出席者

教育次長	中山 泰仁
教育振興課長	一圓 まどか
教育振興課対策監	田村 香江
教育振興課学校教育班長	前田 薫
教育振興課指導主任	小串 真紀
教育振興課学校教育班	山中 さや

職務のための会議出席者

会議録署名委員

西委員

(開会時刻 午後2時31分)

教育長職務代理者	ただ今から、令和6年6月香美市教育委員会定例会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。 議事録の署名は西委員さん、よろしくお願いいたします。 報告事項はありません。前回の議事録につきまして、訂正等はありませんか。
小松委員	議事録5ページですね、報告第2号、香美市子ども読書活動推進委員の委嘱についての、私のやりとりを削除いただけたらと思います。勘違いだったので。
教育長職務代理者	他にありませんか。 それでは、議案第1号から進めていきたいと思います。議案第1号をお願いいたします。 議案第1号「香美市教育委員会行政視察の受入に伴う費用徴収等に関する要綱の制定について」
事務局	(議案説明)
浜田委員	3つありまして、1つはこういうふうにお金を徴収する要綱というのは、香美市には今までありましたか。 次に、資料代500円、これはどういう根拠か。もう1点は、ただし書きの第6条の実費が生じた場合、これはどういうものを想定しているのか。
教育振興課長	視察に関する費用徴収については、香美市では初めてです。ただし、他県他市等では、実際1,000円とか、一団体何万円とか、そういった形で…
浜田委員	資料代？ 例えばどういうのがありますか。まあ具体的に、他の県やったら、こういう場合には1,000円を取ってますと、バカロレアやなくても他の…
教育振興課長	今回、他市をいろいろ参考にさせてもらいましたら、要綱を作っているのが大体総務課であるとか、行政視察に関連する部署、市長部局が設定しているものがほとんどでした。国際バカロレア教育に関して、昨年が五十何件ぐらいあって、担当の田村対策監が大体対応をしています。学校へ出向いて校長先生らの説明を段取りしているんですけど、他市は、その取っている時間に見合うような金額の徴収、資料代ということについての要綱が多かったです。 今回これをやろうと思ったのは、予算が削られるんですね。教育振興課が出していたもので、バカロレア教育の研修費、県外研修とか、新しい先生が来られた

	ら、確実に行わないといけない研修の予算までも削られて、付けてもらえない現状があります。こういう視察を何十件も受け入れて、ある一定お金をもらって、それを歳入として充てて、予算を確保したいという思いがあって、こういう形で費用徴収をしたいと考えたところです。
浜田委員	だったら、500円と言うのは少ない。要は来ていただきたいのか、別に来ていただかなくても結構ですよと、どうしても来ていただきたいのは受け入れますよと、それくらいの額にきなさいと。だって、それであらゆるものを賄うぐらいのことを考えるのが筋で。結果的に凄い時間を取られてるやないですか、説明に。まあPRする分は構わんけど、別にうちがPRする必要は無いと思うんですね、バカロレアは。やりゆうことのPRは、まちとしての教育の質が高まることでいいけども、時間をこんなに取られてまでやることかということ。費用対効果は全く無いですよ。 500円というのは紙代？ 何代？ その辺を踏まえて料金を決めてもらう。一方的に決めても私はいいんじゃないかと、お金が足らんいうがやったら、と思っただけです。
教育振興課長	この500円ですけど、1人当たり1,000円とか、他市を見ても1,000円とか500円とか、まちまちです。ただ、1,000円もらうなら、もう少し充実した資料を作らないかんようなイメージが、どうしても出て来て。でも、それをするなら、また時間が必要になるところもあるので、今回は500円で一応落ち着いたと。
浜田委員	もう3,000円ぐらいにしたら、1人3,000円。
田村対策監	それは、作り込まないかんですね。
浜田委員	だから資料は資料、人件費代。
教育長職務代理者	これ、資料代として、では出来ん？
教育振興課長	資料代として、とは書いています。
教育長職務代理者	視察に係る経費（以下「視察費」という。）になっています。 提案理由は資料代になってますよ。此処に視察に係る経費、資料代と書く。だから資料代としたら、負担のイメージがあんまり湧かないんですよ。当然、印刷

	して資料を渡してますから、カラーコピーしたりしてね。
教育振興課長	どうでしょうね、要綱の中にそれを入れるかどうか、というところは。ただ、他市で取られているところは、やっぱりそこに集中してるんですね、視察が凄く。
事務局	いや、文言が何か訂正出来んかなと思って。
教育長職務代理者	500円を徴収するって凄いきついでね。
教育振興課長	徴収するは徴収するで、そこはもう変えれない、お金は徴収します。
教育長職務代理者	だから、資料代としてはいかん？
浜田委員	資料代500円やったら、等にせないかんし、500円でまた仕事が増えるんよ、徴収することによって。調定しなくちゃいけない。
教育振興課長	それは簡単です。人数を掛けたらいいので。
浜田委員	けど事務が生じる、調定の。
教育振興課長	そこはそうですね、当然事務は生じますけど、そういう事務を生じてまでもこれはすると。
浜田委員	いや、だからするなら、片一方で防ぐくらいの気持ちの料金にきなさいと。これやったら何ぼでも来るし、時間を取られるし。
教育振興課長	ああそうか、来れんぐらいの金額ということ？
浜田委員	要は、視察が何件も来るということは、価値があるということやから。その価値に対してお金を発生させるなら、相応の価値を付けなさいという。価値無いもんやったら、何ぼ来てもゼロ円でいいですよ。500円でも大した…
田村対策監	最初課長が説明したみたいに、500円は学校に負担が無いぐらいの値段で、これまでどおりのもので、500円もらったらいいかなという考えだったんです。ただ、今の話を聞きながら、これ行政視察のみにしてるんですね。なので議員さん関係の人達だけからもらう、学校からは徴収しないというところに…

教育長職務代理者	学校は第7条で免除するということでしょう？
教育振興課長	そうですね、「教育長が特に」というところですね。
教育長職務代理者	学校の場合はこれで免除しますよと。
田村対策監	行政視察の方々で今のご意見をお伺いすると、大宮小学校にしたら公立学校の第1号でもあるので、それまでの汗をかいた資料というものを今、無償で提供しているわけですよ。だからそこを考えたら、その時に提供する資料の量とか負担だけじゃなくて、ここまで脈々と研究を続けてきて、出来上がった作成物への金額と考えたら、まああげてもいいのかな。
浜田委員	それは価値があるから。価値に対する代金、お金を取る時はね。ペーパーのお金やなくて。
教育振興課長	じゃあ幾らに？
浜田委員	3,000円。
田村対策監	3,000円は…、それはそもそも何代？ 大体根拠って何処に…
浜田委員	根拠は、1時間当たり1人分の労働対価。4人来ようが、1人かもしれんし…
教育振興課長	3,000円か。
浜田委員	時間給、その他いろいろ考えて資料を印刷…
西委員	して欲しいですね、香美市としてはね。
浜田委員	けど、それがいかんがやったら、少なくとも2人来ると思って、時間給を。
教育長職務代理者	そしたらその金額として、妥当な額をもう一回調べてください。西委員が言われたように、こちらも来て欲しいと、お招きはしたいというニーズもあるし。
西委員	やったら、あんまり高くするよりは、やっぱり1,000円ぐらいに抑えておいたほうがいいのかなと、私は思ってしまう。

浜田委員	観光じゃないですよ。だから、此処まで作り上げた価値というものに対して、企業と同じように、その価値に対してなんぼ付けるんだと言った時に、行政はよう付けんがですよ。 やっぱり、それだけのものをやりたい、という思いでみんな、学校も来よるんですよ。それをはいどうぞ、どうぞ言うてやるのは高知県人の悪いとこで、だからだんだん他が聖地になって、違うでしょうと、それは。
教育長職務代理者	いや分かりました。そしたら、このいわゆる徴収の対象者というのは、行政視察のみですか。
教育振興課長	そうですね。
浜田委員	いや、学校も入れちゅうです。
教育長職務代理者	学校は無償でしょう。第7条の…
教育振興課長	第7条の此処にありますので、その免除。
浜田委員	そこら辺が妙に分からないですよ。行政視察というのは、議会だけなんですかと。
教育振興課長	議会、議員さんの。
浜田委員	要は他の市町村が、バカロレアを導入しようとする時に、もし此処が代表して、一つの事例として、大いにどうぞどうぞという、発展的な気持ちでやるがやったら学校もタダでえい？ 香美市の価値の一つなんです、これは。凄い苦勞して作り上げたもの。他の市町村がだんだんだんだんやったら、価値がだんだん下がってくるわけですね、はっきり言って。当然下がってくるやないですか。別に来んでえいんやもん。
小松委員	少し浜田委員とは違う切り口なんですけれども、無償であるとか、500円とかという廉価であれば、西委員がおっしゃるように、誰にでも来て欲しいという半面、無償とか安ければ、とりあえず行って来ようと、安易に来られる可能性もありますので、浜田委員のおっしゃる3,000円とか高価にしておくと、相手の本気度を試すことが出来るんじゃないでしょうか。

教育振興課長	議員さんは予算を持ってるので、本当に来たいということでしたらお金は出すと。他県で、行政視察に対して費用徴収をしているところも、お金を払ってでも見に行きたい、ということがやっぱりありますので、そこで3,000円にするのか、500円のほうが良いのかとなった時に、3,000円だったら自分達の負担がよりマシかなという気持ちに…
浜田委員	いや、そこは、もう一回話してください。 根本的な考え方が、多分これを作った時の考え方と、私がこう言うたことで多少違ってきてますよね。他のところも多分あると思いますので、それを踏まえた上で、料金を設定していただければ。負担が無いように、バランスの問題。
教育長職務代理者	委員の皆様にお諮りしますが、お金を徴収する、ということについては異議が無いんですか。徴収することに全員、異議はありませんよね。 そしたら一圓課長、9月1日施行でしょう、案としてはね、7月にもう一回提案してくれませんか。他県の金額はどれぐらいに設定しているのか、バランスも考えて。これ一旦保留にしますので、7月にもう一回。徴収することについては、異議が無いわけですので。
西委員	1つだけ質問していいですか。 昨年度の視察件数が50ちょっと、此処に係ってくる延べ人数って、昨年度どのくらいだったんですか。1人当たり500円やから、人数掛けるとどのくらいの金額になるのか…
教育振興課長	何人ぐらいかな、50って言ったら1人、2人じゃない。議会やったら、会派で来るとか、常任委員会で来るとかそれぞれちょっと違ってるので。でも100人以上にはなると思いますね。
西委員	新しく来られた先生が、研修に出るための費用を賄うとなったら、その分の確保はしていかないといけない。
教育振興課長	ごめんなさい、賄いは出来ません。賄うことは出来ないんですけど、うちとしても努力をしているんだと、そこに力を入れていきたいということです。
浜田委員	それともう一つ、有料施設？
教育振興課長	有料施設というのは、アンパンマンミュージアムであるとか、有料の施設に、視

	察の途中で行くような場合には、実費を出してもらいますよということですね。
浜田委員	此处へ書かなくても別に。
教育振興課長	タダではないですよと。
西委員	30万円ぐらいですよ、年間にね。
教育長職務代理者	そういうことで、一旦保留にさせてください。 では、議案第2号をお願いいたします。
事務局	議案第2号「香美市就学援助事務取扱要領の一部を改正する告示について」 (議案説明)
教育長職務代理者	この件につきましてご質問等ございませんか。
浜田委員	附則のところの「なお従前の例による。」、この場合「なお」は要るんですか。
事務局	国の通知文に書いてあったので、それを基にしました。
教育長職務代理者	大体法律は使いますよね、「なお」言いますね。
浜田委員	別に「なお」が無くても、文章は通じると思います。
事務局	通じると思います。
教育長職務代理者	他にございませんか。 それでは、議案第2号は承認してよろしいでしょうか。
	「はい」という声あり
教育長職務代理者	議案第2号は承認されました。 では議案第3号、ご説明をお願いいたします。
	議案第3号「行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル

	事業における専門家に対する謝金の支給に関する要綱の制定について」
事務局	(議案説明)
教育長職務代理者	この件につきまして、ご質問等ございましたらお出してください。
浜田委員	2つありまして、1つは全体の金額の設定は、どういうふうにされたかということと、もう1つは附則の失効のところ、まあモデル事業やから、事業が無くなったら失効するという考え方もある一方で、本当に止めるのかと。法律上は、いろいろ今やろうとしてるわけですね、そういった場合にモデル事業と言うか、補助金が無くなっても続けるのか、意思がどうなんですかと。実際、西庁舎の中に置くとか言われてる中で、その辺の見通しはどうか。文科省が作りなさい言うのは当たり前なんです。お金を支給するのに要綱も無いのかと。根拠がないからちゃんと作っておきなさいと。だから市としてどう考えて、どういうふうにやっていくかという部分を、ちょっとお聞きしたかった、この2点です。
事務局	1点目の単価の設定につきましては、私は行ってないんですけど、香川県丸亀市が、同じような取り組みをされているということで、提供いただいた資料の単価設定を参考に、決めさせていただいています。
教育振興課長	丸亀市が、この学校問題解決サポート室のモデルです。 弁護士さんは高知県の弁護士会で、この金額にしてくださいということで。
浜田委員	分かりました。
事務局	2点目ですね。委員さんのおっしゃるとおり、モデル事業ということで、文科省から制定を求められているものになりますが、来年度以降も継続していくことになります。謝金については、特段の定めをしていません。今後は、より柔軟に運用が出来るんじゃないかと思っております。
浜田委員	けど一回出して…。減るわけじゃない。
教育振興課長	減らすわけじゃなくて、このままで。この金額で行きたいと。ただ、今回はモデル事業における要綱の制定になるので。
教育長職務代理者	この金額というのは、国から示されたものではないんですね。

事務局	ではなくて、丸亀市をアレンジと言うか。
浜田委員	もう１つは、国の補助事業としてこの事業は失効する、それで文科省はいいわけですね。
教育振興課長	１年だけ。
浜田委員	１年だけの要綱を添付するわけやないですか。それでいいんですか。
事務局	文科省には、オーケーはもらってますので。
教育長職務代理者	来年の３月３１日で終わるということですよね。 他にはございませんか。 それでは、議案第３号、承認してよろしいでしょうか。 「はい」という声あり
教育長職務代理者	議案第３号は承認されました。 本日最後の議案です。議案第４号、提案をお願いします。 議案第４号「通学区域（校区）外通学について」 （議案第４号は非公開審議案件）
教育長職務代理者	続きまして、報告第１号をお願いいたします。 報告第１号 「一時体験入学について」
事務局	（報告説明）
教育長職務代理者	報告第２号をお願いいたします。 報告第２号 「一時体験入学について」
事務局	（報告説明）
教育長職務代理者	報告第３号をお願いいたします。

事務局	報告第 3 号 「一時体験入学について」 (報告説明)
教育長職務代理者	それでは、次に報告第 4 号のご提案をお願いします。
事務局	報告第 4 号 「香美市立香長小学校学校運営協議会委員の委嘱について」 (報告説明)
教育長職務代理者	ほとんど再任ですよ。 続いて、報告第 5 号をお願いいたします。
事務局	報告第 5 号 「香美市立楠目小学校学校運営協議会委員の委嘱について」 (報告説明)
教育長職務代理者	続きまして、報告第 6 号をお願いいたします。
事務局	報告第 6 号 「香美市教職員働き方改革検証委員会委員の委嘱について」 (報告説明)
教育長職務代理者	なかなか保護者代表は難しいんですよ。教科書の採択委員も専門性を凄く要求される仕事で、保護者にポンとお願いしても、厳しいなと思うところですね。
田村対策監	併せまして、校長は校長会の会長が、今年度森田校長なので、会長にお願いをしていますけど、宮地委員がおっしゃられたとおり、じゃあ教頭は、教頭会の代表なのかとなると、それをしてしまうと小の校長、教頭になってしまうとこともありますので、校長のところだけは、校長会代表とさせてもらって、校長の校種に合わせて、臨機応変に教頭は充てていくことを考えています。やはり働き方というのは、鏡野中学校が部活のこともあり、大きな課題となっておりますので、教頭は鏡野中学校にお願いをしています。 あと、総括主任、こちらは令和 3・4 と働き方改革を、学校事務室が県の指定事業を受けて取り組んでおりますので、総括主任にも入った構成となります。

教育長職務代理者	以上が報告です。何かありますか。無ければ、1年間これでやっていただくということで、よろしくお願いいたします。 本日の全ての議案が終了いたしましたので、6月の教育委員会定例会を終了いたします。 （閉会時刻：午後3時20分）
----------	--